

町田市学校給食問題協議会の設置に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年(2 0 2 5 年) 2 月 2 0 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市学校給食問題協議会の設置に関する条例の一部を改正する条例

町田市学校給食問題協議会の設置に関する条例（昭和５７年１２月町田市条例第４５号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
(組織) 第３条 略 ２ 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。 （１）～（６）略 （７） <u>管理栄養士、</u> 栄養士又は調理員 ２人以内	(組織) 第３条 略 ２ 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。 （１）～（６）略 （７）栄養士又は調理員 ２人以内

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。